

## 大阪・梅田駅周辺サイン整備検討協議会設置要綱

### (目的)

第1条 大阪・梅田駅周辺（以下「エリア」という。）において、案内表示（以下、「サイン」という。）を整備し、来街者の利便性の確保と回遊性の向上を図るため、大阪・梅田駅周辺サイン整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、別紙に掲げる鉄道事業者、地下街管理者、道路管理者（以下「管理者等」という。）、及び大阪府、大阪市、関係機関で構成する。  
2 協議会の事務局は、大阪府、大阪市及び公益財団法人大阪観光局が共同して担う。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、第1条に定める目的を達成するため、エリアにおけるサイン整備に向けて、課題を検討し、整備方針や整備計画等を策定する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、事務局が招集する。

### (ワーキング・グループ)

第5条 協議会は、必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。

### (サインの整備主体)

第6条 サインの整備は、第3条の検討結果に基づき、管理者等が行う。  
2 第1条の目的を達するため、管理者等は相互に協力する。

### (経費)

第7条 協議会の運営に必要な経費は、公益財団法人大阪観光局が負担する。

### (その他)

第8条  
この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別途定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

### 別表

構 成 員
大阪市高速電気軌道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 一般社団法人グランフロント大阪 TMD 大阪地下街株式会社 株式会社第一ビルディング 大阪市街地開発株式会社 一般社団法人西梅田地下道管理協議会 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省近畿運輸局 大阪市（建設局）
事 務 局
大阪府（府民文化部） 大阪市（経済戦略局） 公益財団法人大阪観光局
オブザーバー
大阪府（都市整備部） 大阪府・大阪市（大阪都市計画局） 大阪市（危機管理室、計画調整局、北区役所）